

# 南あわじ市立八木小学校いじめ防止基本方針

南あわじ市立八木小学校

## 1 学校の方針

本校は、経営の基本方針の一つに「命と人権を大切に子どもを育てる」を掲げ、児童の内面的理解と人間的なふれあいに基づいた生活指導の推進を図ることにより、心身ともに健全で、相手を思いやる優しい心をもつ児童を育てることをめざしている。

そのために、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができる学校・学級づくりに努めなければならない。そこで、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合の適切かつ迅速な解決を図るための「いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的考え方

本校は、三原平野の東部に位置し、成相川と三原川に挟まれ、農業を主産業とする古くから開けた地域にある。豊かな自然環境に恵まれ、淡路国分寺をはじめとする史跡も多い。伝統芸能である大久保踊りをはじめ、保育所や福祉施設、老人クラブとの交流活動など、地域の文化や環境、人材を生かした教育活動を積極的に展開し、児童の豊かな心を育てている。また、本校PTAでは、人権学習部を設置し、親子人権学習を展開するなど、人権学習に長年取り組んできている。

いじめについては、定期的なアンケート調査はもとより、教師集団が、個々の児童の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応するよう心がけている。「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る。」「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」「嫌がらせやいじめる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する」「暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる」「いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する」「いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

なお、いじめの未然防止に向けては、児童の主體的・自治的な活動を積極的に取り入れる。また、ネットいじめへの対応に向け、情報モラル教育の充実に努める。

### (2) 未然防止等の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

また、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用や「いじめ対応マニュアル」、いじめの具体的事例をもとにした校内研修を充実させる。

### **別紙3** 年間指導計画

#### **(3) 組織的対応**

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

### **別紙4** 組織的対応

## **4 重大事態への対応**

### **(1) 重大事態とは**

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする(国基準)。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### **(2) 重大事態への対応**

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会(教育相談委員会)に専門的知識及び経験を有する外部の専門家、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## **5 自殺予防**

自殺予防に資する観点から、「自殺予防教育」の推進に向け、発達段階を踏まえた「素地づくり教育」等に取り組む。

## **6 その他の事項**

誰からも信頼される学校づくりをめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、公開を基本とする。また、学校評議員会や懇談会をはじめとするPTA活動などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、本基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

※ 2019年4月1日 改訂